

医第1528-1号  
令和7年3月11日

各医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部医療整備課長  
山口 達也（公印省略）

令和6年度厚生労働省補正予算「医療施設等経営強化緊急支援事業  
（施設整備促進支援事業）」の活用意向調査の提出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業については、事業の実施主体となる県において、令和7年度の事業化に向けた検討を行っております。

検討を進めるにあたり必要となりますので、下記のとおり活用意向調査の様式を提出していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 回答方法

別添の様式「施設整備促進支援事業 活用意向調査」により下記担当宛てに電子メールで提出してください。

#### 2 提出先

メール：[a3530-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-02@pref.saitama.lg.jp)

担 当：地域医療対策担当 宮武、林、浅見

電 話：048-830-3538

#### 3 回答期限

令和7年3月21日（金）正午

#### 4 留意事項

（1）御提出いただいた活用意向調査の情報は、厚生労働省に共有します。公表は予定しておりません。

- (2) 活用意向調査の提出は、令和7年度の事業化に向けた検討のために依頼するものであり、提出をもって給付金の支給が決定するものではありません。
- (3) 事業の詳細及び給付対象については、別添「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和7年2月12日医政発0212第5号）（以下、「厚労省通知」という。）の「3施設整備促進支援事業」及び本通知「5その他」記載の県ホームページを参照ください。ただし、令和7年度に事業を実施する際には、改めて厚生労働省から示される予定の令和7年度実施要綱に基づき給付することとなりますので、給付金の基準額等は変更となる可能性があります。また、予算の範囲内での給付となります。
- (4) 厚労省通知では、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する工事を対象とするとされていますが、この期間の終期が令和8年3月31日まで延長する可能性があります（様式についても令和7年度事業見込みがありましたら、あわせて御回答いただくものとなっております。）。この点御留意いただきまして、御回答くださいますようお願いいたします。
- (5) 令和7年度事業見込みも含め、回答期限までに活用意向調査の提出がない場合には、今後事業化する際に給付対象外となりますので御留意ください。

## 5 その他

各事業の実実施要綱等は県のホームページに掲載しております。

トップページ> 県政情報・統計> 県概要> 組織案内> 保健医療部> 医療整備課  
➤ 令和6年度厚生労働省補正予算「医療施設等経営強化緊急支援事業」のうち、「施設整備促進支援事業」に係る意向調査について

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kinkyuusien/kinkyuusien.html>